

ビッグデータ活用渋滞対策検討業務

公募型プロポーザル 応募要領

令和6年 5月

兵庫県 土木部 道路企画課

【はじめに】

兵庫県土木部道路企画課では、「ビッグデータ活用渋滞対策検討業務」（以下、「本業務」という。）について、公募型プロポーザルにより受託業者を決定しようとしており、以下のとおり受託を希望する者の募集を行う。

1 提案募集の目的

本業務は、携帯電話位置情報によるビッグデータを用いて、兵庫県におけるトリップデータを抽出し、移動経路、時間帯等を整理し、県内の渋滞箇所を分析するとともに、渋滞箇所において、道路利用者に移動経路・時間帯の変更や自転車や鉄道等に移動手段を変更するなどの行動変容を促し、渋滞を軽減するため対策を検討する。本業務の実施にあたっては、評価テーマの内容を踏まえたうえで、本業務を効率的に実施し、質の高い成果をとりまとめることができる事業者の選定を行う。

2 業務概要

「ビッグデータ活用渋滞対策検討業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

3 プロポーザルの概要

(1) 業務名

ビッグデータ活用渋滞対策検討業務

(2) 方法

公募により参加者を募集し、あらかじめ定めた評価項目及び評価基準に基づき、参加を希望する者から提出された参加表明書を評価することにより、企画提案書の提出を求める者（以下、「被要請者」という。）を選定し、被要請者から提出された企画提案書を評価することにより、企画提案書を特定する。

(3) 担当部局(事務局)

兵庫県土木部道路企画課 担当：谷口、西岡
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
(電話) 078-362-3514 (FAX) 078-362-3948
(電子メール) dourokikaku@pref.hyogo.lg.jp

4 参加要件

4.1 応募者

応募者は、本業務の履行に必要な能力を有した企業とする。

4.2 参加表明書（企業）に対する要件

プロポーザルへ参加できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とし、複数の企業・団体の共同企業体による参加も可能とする。

また、共同企業体による参加の場合、全ての構成員が次に掲げる各号のすべてに該当する者であり、各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねておらず、単独企業としての参加をしていないこと。なお、共同企業体による申請は代表企業が行うこと。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている期間中でないこと。
2. 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
3. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
4. 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
5. 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
6. 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
7. 本公募型プロポーザルおよびその後の委託契約において、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4.3 参加に関する費用負担

参加表明書および企画提案書作成に必要な経費は、全て参加者負担とする。

4.4 禁止事項

一人の参加者が、複数の提案書を提出すること。

5 参加方法

5.1 応募要領等の配布

(1) 配布場所

応募要領及び特記仕様書を兵庫県庁ホームページ「ビッグデータ活用渋滞対策検討業務に係る公募型プロポーザルの実施」に掲載する。

なお、説明会は実施しない。

(2) 掲載期間

令和6年5月10日(金)～5月21日(火)

5.2 参加表明受付等

(1) 提出期間

令和6年5月13日(月)～5月21日(火)

(持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時～12時、午後1時～5時まで)

(2) 提出先及び方法

事務局へ持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)、電子メール(添付ファイルの容量は7MB以内とする。ファイル形式はPDFに限る。電子メール送信後は必ず電話にて着信を確認すること)のいずれかによる。

(3) 提出書類(各1部)

- ① 参加表明書兼誓約書(様式1)
- ② 参加表明者概要(様式2)
- ③ 業務実施体制(様式3)
- ④ 参加表明者(企業)の業務実績(様式4)
- ⑤ 納税証明書(2種類:提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
 - ア 消費税又は地方消費税に滞納のない証明
国所管: 税務署(納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」)
 - イ 兵庫県税に滞納のない証明
地方税(都道府県)所管: 兵庫県内県税事務所(「納税証明書(3)」)
※兵庫県税の課税実績がない場合は誓約書(様式5)

※根拠資料も必ず添付すること。

※提出書類について事務局が説明を求めた場合は速やかにこれに応じること。

5.3 記載上の留意事項

様式に記載された留意事項を遵守すること。

5.4 応募要領等に関する質問及び回答

質問は書面(様式11)により提出するものとする。

(1) 受付期間

① 参加表明書に関する質問

令和6年5月13日(月)～5月17日(金)

(持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時～12時、午後1時～5時まで)

② 企画提案書に関する質問

令和6年5月29日(水)～6月4日(火)

(持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時～12時、午後1時～5時まで)

(2) 提出先及び方法

事務局へ持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)、電子メール(添付ファイルの容量は7MB以内とする。ファイル形式はPDFに限る。電子メー

ル送信後は必ず電話にて着信を確認すること) のいずれかによる。

(3) 質問の回答

質問と回答は、質問を受理した日から3日(土・日・祝日を除く)以内に、兵庫県庁ホームページ「ビッグデータ活用渋滞対策検討業務に係る公募型プロポーザルの実施」に掲載する。ただし、直接業務に関係しない事項については回答しない。

5.5 被要請者の選定及び通知

選定する被要請者は5者以内とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の参加表明者が複数存在する場合は5者を超えて選定する。ただし、評価点が0点の場合は、5者以内であっても選定しない。

選定結果は、令和6年5月28日付けで、書面により通知する予定である。

5.6 被要請者選定基準

参加表明者(企業)の評価

		評価の着目点	評価点	配点
		判断基準		
経験 参加 表明者 (企業) の	過去5年間の 同種又は類似 業務の実績	令和元年度から令和5年度までに完了した同種業務又は類似業務であって、国の行政機関又は都道府県発注業務の実績について、以下の項目で評価する。		15点
		a. 同種業務の実績が2件以上ある。 (類似業務の実績は問わない)	15点	
		b. 同種業務の実績がある。 (類似業務の実績は問わない)	10点	
		c. 類似業務の実績がある。 (同種業務がない)	5点	
合計				15点

同種業務	携帯電話位置情報のビッグデータを使って交通流動を再現し、下記の項目の全てを分析した業務。 【分析項目】 道路の交通量、車両の移動経路、移動手段
類似業務	ETC2.0プローブデータ等のビッグデータを使って交通流動を再現し、下記の項目のいずれかを分析した業務。 【分析項目】 道路の交通量、車両の移動速度、車両の移動経路

6 企画提案書等の提出及び審査

6.1 企画提案書等の提出

企画提案書等は、被要請者として選定された者のみが提出できる。

(1) 提出期間

令和6年5月29日(水)～令和6年6月11日(火)

(持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時～12時、午後1時～5時まで)

(2) 提出先及び方法

事務局へ持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）、電子メール（添付ファイルの容量は7MB以内とする。ファイル形式はPDFに限る。電子メール送信後は必ず電話にて着信を確認すること）のいずれかによる。

(3) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル応募申込書（様式6）
- ② 業務の実施方針（様式7）
- ③ 実施フロー、工程計画（様式8）
- ④ 企画提案書（様式9）
- ⑤ 参考見積書（様式10）

※根拠資料も必ず添付すること。

※提出書類について事務局が説明を求めた場合は速やかにこれに応じること。

(4) 提出部数（持参または郵送の場合）

- ①、⑤は各1部
- ②、③、④は各10部

6.2 評価テーマ

企画提案書におけるテーマは以下とする。

テーマ①	携帯電話位置情報の利用に際して、個人情報保護等関連法案を遵守した上で、本業務の分析を行うにあたり、移動経路、移動手段、移動目的を把握する手法の具体的な提案 ※提案する手法がなぜ有効かについても触れること。
テーマ②	精度の高い交通流動再現データを作成する手法の具体的な提案 ※提案する手法がなぜ精度が高くなるかについても触れること。
テーマ③	渋滞箇所の特徴を把握するための分析手法の具体的な提案 ※特性は、対策立案につながるような内容にも触れること。

6.3 提案限度額

本業務の提案限度額は、18,700千円（消費税を含む）とする。

6.4 審査方法等

(1) 審査会の設置

企画提案書の特定は「ビッグデータ活用渋滞対策検討業務実施者選定委員会」（以下「委員会」という。）にて行う。

(2) プレゼンテーション等

委員会を以下のとおり開催し、応募した者によるプレゼンテーションを実施する。

(ア) 実施予定日

令和6年6月中旬～下旬

(イ) 実施場所

兵庫県庁周辺を予定

※詳細な日時・場所については、別途案内する。

(ウ) 内容・資料

様式7, 8, 9に記載の内容について、説明すること。プレゼンテーション時の説明はパワーポイントにより行うものとし、内容は様式7, 8, 9に基づくものとする。電源以外のプレゼンテーションに必要な機器類は、各自で準備すること。プロジェクタ及びスクリーンについては、事務局で用意する。

※発表時間は、各者10分程度を目安とするが、詳細は後日通知する。

(3) 審査の実施

- ・ 審査は、事前に提出された企画提案書とプレゼンテーションを社名を伏せて評価し、当該業務に最適な企画提案を特定する。
 - ・ プレゼンテーション時に自社名を特定できる表現や発言はしないこと。
 - ・ 特定にあたっては、評価点を算定し、評価点の合計が最も高い提案書を提出した参加者を当選者とする。
- ※なお、最高得点をとった参加者が2者以上の場合は、参考見積額が最も低額の参加者を当選者とする。また、最高得点かつ参考見積額が最も低額の参加者が2者以上の場合は、くじ引きで決定する。
- ※契約締結までに当選者が辞退した場合は、評価点の合計が次点の者を当選者とする。
- ・ 提出された企画提案書が仕様書の要求水準を満たさない場合は、特定しない。(選考対象から除外される。)

6.5 特定結果の通知

- ・ 企画提案書の特定結果については、書面により結果を通知する。
 - ・ 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土、日、祝日を除く)以内に、担当部局に書面(様式は自由)を持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で事務局に提出することで、非選定理由の説明を求めることができる。なお、受付時間は午前9時から12時まで、午後1時から4時までとする。
- ※回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土、日、祝日を除く)以内に、書面もしくは電子メールにて回答する。

6.6 企画提案書を提案するための基準

① 参加表明者(企業)の実績

評価項目	判断基準	評価点
参加表明者(企業)の経験	5. 6 被要請者選定基準における合計点	最大15点
小計(企業評価[実績])		15点 (15%)

②実施方針など

評価項目	評価の着目点			評価点
	評価項目	評価基準		
実施方針・ 実施フロー・ 工程表	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	①正しく理解	①10点
			②概ね理解	②5点
			③理解度が低い	③0点
	実施手順	業務実施手順の妥当性が高い場合に優位に評価する。	①妥当性が十分ある	①10点
			②妥当性がある	②5点
			③妥当性が不十分	③0点
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	①妥当性が十分ある	①5点
			②妥当性がある	②3点
			③妥当性が不十分	③0点
小計(実施方針など)			25点 (25%)	

③評価テーマ

評価項目	評価の着目点			評価点	
		評価項目	評価基準		
評価テーマに関する企画提案	評価テーマ①	的確性	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	①特に優れている ②優れている ③普通	①10点 ②5点 ③0点
			的確性に著しく欠ける場合は評価せず、特定しない。	—	—
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	①特に優れている ②優れている ③普通	①10点 ②5点 ③0点
			実現性に著しく欠ける場合は評価せず、特定しない。	—	—
	評価テーマ②	的確性	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	①特に優れている ②優れている ③普通	①10点 ②5点 ③0点
			的確性に著しく欠ける場合は評価せず、特定しない。	—	—
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	①特に優れている ②優れている ③普通	①10点 ②5点 ③0点
			実現性に著しく欠ける場合は評価せず、特定しない。	—	—
	評価テーマ③	的確性	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	①特に優れている ②優れている ③普通	①10点 ②5点 ③0点
			的確性に著しく欠ける場合は評価せず、特定しない。	—	—
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	①特に優れている ②優れている ③普通	①10点 ②5点 ③0点
			実現性に著しく欠ける場合は評価せず、特定しない。	—	—
小計（評価テーマ）				60点 (60%)	

④ 参考見積

		評価点
参考見積	実現性に著しく欠ける場合は評価せず、特定しない。	—
合計		100点 (100%)

7 その他留意事項

7.1 無効となる参加表明書および企画提案書

参加表明書または企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効とすることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 指定する作成様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

7.2 その他

- (1) 県は、当選者と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。
この協議・調整において、県と当選者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 提出された参加表明書および企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。
- (3) 提出された参加表明書および企画提案書は、企画提案書の提出者の選定、および企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書または企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書および企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、契約の打ち切り、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された参加表明書および企画提案書は、選定および特定または返却する場合において、複製を作成することがある。
- (6) 提出された参加表明書および特定した企画提案書は返却しない。特定しなかった企画提案書は、提出時に公募型プロポーザル応募申込書（様式6）により返却を希望した者に限り返却する（電子メールで提出した場合を除く）。
- (7) 特定された企画提案書を公表する場合は、事前に提出者の同意を得る。
- (8) 当選者は公表する。
- (9) 提案期間中、当県が要請する来庁以外に、本公募型プロポーザルに関する、当県の職員への営業行為は、一切認めない。
- (10) 企画提案書の被要請者に選定された者が都合により応募を辞退する場合は書面（様式12）により届け出るものとする。
- (11) 参加表明書および企画提案書に記載する文字は12ポイント以上とし、図表中の文字は容易に判断できる大きさとする。